

九州電力株式会社「大岳発電所建設計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年4月15日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、九州電力株式会社「大岳発電所更新計画環境影響評価準備書」について、九州電力株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：大分県玖珠郡久重町
原動力の種類：汽力（地熱）
出 力：1. 45万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成25年 2月25日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成25年 4月22日
大 分 県 知 事 意 見 受 理	平成25年 7月12日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成25年 7月26日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成27年10月29日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成27年12月25日
大 分 県 知 事 意 見 受 理	平成28年 3月28日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成28年 3月29日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成28年 4月15日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

1. 環境保全措置に位置づけられている排水の環境監視並びに温泉及び移植した植物に関する環境監視を適切に実施するとともに、温泉影響について地元関係者と適切に共有すること。また、その結果を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減する観点から、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
2. 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
3. 施設供用後、長期的には還元井の機能低下した場合に新規掘削の可能性があることとされていることから、それに伴う追加的な環境影響が懸念される。そのため還元井等は、付着したスケールの浚渫及びサイドトラック掘削等により、できる限り長く維持し、新規掘削を最小限とすること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。